

年
表

西 曆	年 号	事 項
	旧石器時代	出水上場遺跡に始良カルデラのシラス層（今から約二万二千年ないし二万五千年前）を挟んで下層に片刃石器・両刃石器・台形石器等出土。シラス層の上の各層も台形石器・細石刃等出土。
	縄文時代	<p>県内三十数ヶ所に旧石器時代の遺跡発見。</p> <p>志布志東黒土田遺跡に桜島起源火山灰層の下から木の実貯蔵穴発見。木の実の年代測定は一万千三百年位前。煮炊き用の土器発生との関連が考えられる。</p> <p>土器は川か泉に近い台地の端や丘によく出土するが、町内では早期は上坂元、岡別府から別府付近、葛原、飯田、久保崎、青松段、上長江の西、中之内観音段などに出土。前</p>

西 曆	年 号	事 項
四七八	古墳時代	<p>紺垣の早馬は支石墓に類似している。</p> <p>武（雄略天皇説）宗の順帝への上表文に全国を征しつつある状況を記す。</p> <p>大化改新の詔発布。</p> <p>薩摩、多嶺征討、薩摩国を置く</p> <p>日向国から肝坏・贈於・大隅・始羅の四郡を割いて大隅国を置く。</p> <p>隼人反して大隅国守陽候史麻呂を殺す。</p>
六四六	大化 二	
七〇二	大宝 二	
七一三	和銅 六	
七二〇	養 老 四	
七二三	養 老 七	大隅・薩摩両国の隼人六二四人朝貢。

西曆	年 号	事 項
七四〇	天平 一二	藤原広嗣の乱、隼人は朝廷と広嗣の両軍に属して闘うこととなる。
七六六	天平神護二	日向・大隅・薩摩三国大風、桑麻損尽。
七八八	延暦 七	贈於郡曾乃烽火炎沙を雨らす、委積二尺。
八〇〇	延暦 一九	薩隅両国の墾田を収め、口分田を授ける。
九六八	安和 一	伴兼行(肝付氏祖)薩摩国総追捕使となり、翌年神食村(伊敷)に来任。
一〇二五	万寿 二	岩川八幡、島津庄鎮護所として岩崎氏創立と伝う。
一〇二六	万寿 三	大宰大監平季基、島津庄開発、墾田を宇治関白頼通に献す。
一〇三六	長元 九	伴兼俊(季基の女婿である兼貞の子)肝属郡弁済使となる。
一一〇五	長治 二	月野経塚。経筒作製され下岡に埋めらる。

西曆	年 号	事 項
一一二二	天永 三	是弁霧島噴火。
一一二八	大治 三	一月、島津の祖と伝えられる惟宗基言日向守として在任する。
一一三五 四〇	保延年間	深川院、財部院、多禰島は島津荘の新立荘となる。
一一八五	元暦 二 (文治 二)	惟宗忠久は島津荘下司職に補せられる。この後、島津を名乗る。
一一九一	建久 二	忠久救仁院受領。
一一九六	建久 七	忠久薩州山門院着と伝う。
一一九七	建久 八	忠久島津庄政所着、祝吉御所建立。
		一二月、忠久薩摩、大隅両国家人の奉行人に補せられる(守護の職能)。
		忠久鎌倉で死去(四九歳)。
一二二七	安貞 一	蒙古大軍が九州に来襲。
一二七四	文永 一一	島津久経下国し異国警固の任に当たる。
一二七五	建治 一	蒙古再襲、久経奮戦す。
一二八一	弘安 四	鎌倉幕府滅亡、島津貞久日向守守護
一三三三	元弘 三	

一三三六	(正慶 二) 延元 一	職に補せられる。 島津軍百引の加瀬田城を攻める。
(建武 三)	五・一四、尊氏は牛屎高元等に勲功の賞として鹿兒島郡司職、大隅国深河院地頭職を充行う。	
一三三八	延元 三 (曆応 一)	足利尊氏、征夷大將軍となる。 八・二七、月野堂園阿弥陀堂五輪塔沙弥願阿銘記。
一三五六	正平 一一 (延文 一)	八・六、足利義詮は島津貞久に薩摩、大隅守護職など安堵する。この安堵下文に初めて岩河村の名が見える。
一三五七	正平 一二 (延文 二)	九月、島津氏久は正八幡宮に大隅国岩河村三分の二を寄進。
一三五九	正平 一四 (延文 四)	三月、畠山直頭は赤崎泰次に岩河村弁濟使職を安堵する。 四月、氏久は娘祖鑿房に岩河村南方を譲与する。
一四三五	永享 七	四月、野辺盛忠深川院に守良新王を譲与する。
一四三二	永享 四	奉じ義兵をあげる。 一〇月、氏久軍相良貞頼軍と末吉国合原で戦い、氏久敗れ手取城の岩川氏と蓬原城の救仁郷氏に援けを求めたが応ぜず。氏久帰鹿後、兵を率いて蓬原城、手取城を攻落す。
一三八一	弘和 一 (永徳 二)	七月、今川満範末吉城を取り、岩河城(手取城を謂うか)と呼応し、氏久に対抗する。
一三八四	元中 一 (至徳 二)	正月、征西將軍宮は牛屎元息に日向深河八〇町、岩河八〇町その他の地を与える。
一四三二	永享 四	国一揆多く、島津忠国は弟用久に守護職代理をさせ取り締まらせ、忠国は末吉に移る。
一四三五	永享 七	一二月、島津用久は山田忠尚に島津庄大隅方恒吉の内三町など領知させる。 六月、用久は忠尚に小河院恒吉六

西曆	年号	事項
一四四一	嘉吉 一	町、平房五町を充行う。 三月、忠国は幕府の命により將軍の弟足利義昭を櫛間永福寺に自刃させ、山田忠尚その首を斬る。
一四四二	嘉吉 二	三月、用久は忠尚に小川院百引六町を領知せしむ。
一四六七	応仁 一	五月、応仁の乱起こる。
一四七五	文明 七	六・一五、忠昌は山田聖栄（忠尚）及子忠広を召し宴をはる。
一四七六	文明 八	九・一二、桜島噴火、灰を降らす数日、末吉郷七里原白砂堆積平野と化する。
一四八六	文明 一八	島津忠昌は新納忠統を飢肥より志布志に復歸させ、末吉、財部、救仁郷を与える。
一五二三	大永 三	二月、志布志郷槻野村靈岩山仙遊寺岩屋観音開基、地頭新納忠統。 島津勝久は新納忠武を討つため、伊

西曆	年号	事項
一五二八	享祿 一	地知、吉田の軍を派遣したが月野伊屋松の戦で大敗す（伊屋松千人塚）。 槻野太田大明神本地十一面観音木像できる。是年伊東祐充と新納忠勝戦う。北郷忠相伊東を援け新納を破る。勝久は忠相に恩賞として財部院を与える。
一五二九	享祿 二	一一・二八、本田親尚は北郷忠相と大隅春山原で戦い敗れる。
一五三五	天文 四	八・一四、北郷忠相は島津忠朝の加勢を得て新納氏領の末吉、松山、梅北を攻める。岩川八幡棟札に地頭伴兼豊造立とある。
一五三七	天文 六	三・三、北郷忠相は新納忠勝の岩川新城を攻め落とす。
一五三八	天文 七	七・二三、島津忠朝は末吉、松山城を攻陥す。七・二六、志布志城陥落、末吉は忠朝領となる。

一五四八	天文 一七	一月、北郷忠相は肝付氏居城恒吉を攻め、本田親貞に守らせる。	一五六二	永禄 五	六・一二、貴久は北郷氏に末吉三五〇町を与える。
		一〇月、清水の本田董親叛く。島津忠良これを攻め荘内に敗走させる。	一五六四	永禄 七	二・二七、時久は和田越中守匡隆に岩河西方田之上門一町余を与える。
		忠良は清水・廻・恒吉・市成等島津忠将に宰領させる。	一五六五	永禄 八	肝付良兼、兼守の息災、武運長久を祈り投谷八幡地主社一宇造立。
一五五三	天文 二二	八・一三、肝付良兼投谷八幡社壇を建造。	一五六六	永禄 九	五・一、時久、松山太田尾で肝付と戦う。六・一六、肝付氏、時久領の岩川城を攻める。
一五五八	永禄 一	三・一九、肝付兼統、北郷時久と戦う。飢肥の島津忠親は子の時久を援ける。恒吉宮ヶ原で北郷軍敗れる(宮ヶ原千人塚)。	一五七二	元亀 三	五・四、木崎原で伊東軍大敗、この時敗れた伊東方川崎氏岩川に落ちると伝える。九月、時久、肝付氏の月野・泰野を破る。
一五五九	永禄 二	兼統により忠親の松山城攻略される。忠親は所領の末吉・梅北が守りにくいいため末吉を島津貴久に献じ、梅北を時久に割く。	一五七三	天正 一	一月、肝付軍、北郷氏の末吉を攻め国合原で肝付軍大敗。
一五六〇	永禄 三	將軍義輝、伊勢貞運を貴久に送り、伊東との和を求む。貞運末吉で和を図るが不調に終る。	一五七六	天正 四	肝付領の志布志・櫛間を平定、島津義久は時久に志布志を与えんとしたが伊集院忠棟が反対したため、恒吉・永吉・内之浦一八〇町を与える。

西曆	年号	事 項
一五八〇	天正 八	義久福山野に馬牧創設。
一五八三	天正 一一	一一・二八、時久投谷八幡を再興。
一五九一	天正 一九	十一月、時久踰躡大明神を飛佐から坂元に遷宮。
一五九五	文禄 四	文禄検地により都城の時久は祁答院へ転封、伊集院忠棟都城八万石を領す。
一五九九	慶長 四	三・九、島津忠恒は忠棟を伏見で誅す。忠棟の子忠真十二砦を築き島津に叛く。六・二三、砦の一つ山田城落城、二五日恒吉城落城。七・一四志布志領槻野城忠真軍により陥落、城主若松宗右衛門討死。
一六〇〇	慶長 五	三月、忠真降伏。一〇月北郷忠能都城等四万一千石を与えられ祁答院より移る。 このころから末吉郷、恒吉郷建設始まる。

西曆	年号	事 項
一六〇二	慶長 七	四月、義久、忠恒投谷八幡参詣、詠歌奉納。
一六〇四	慶長 九	九月、伊勢貞昌国老となり、江戸詰家老となる。
一六一一	慶長 一六	九・二六、恒吉地頭寺山久金投谷八幡舞殿一字建立。
一六一四	慶長 一九	二・二〇、肥後権之丞、義久に殉死す。
一六一七	元和 三	八・二八、島津家久は妹千鶴（伊集院忠真の妻）の徳川家人質の心労を謝し槻野村二千二百四十石を与える。
一六三七	寛永 一四	八月、烏帽子野牧廃止、末吉牧へ移す。
一六四一	寛永 一八	島原の乱（翌年平定）恒吉から遠矢下総守出征す。
一六六六	寛文 六	四・二、貞昌江戸にて死去。 下須田木六地藏。

年 表

一七二七	正徳 六	一・二五、内山入定窟。霧島度々噴火。	四月庄屋、名主、年寄等を廃止、戸長、副戸長を置く。
一七二七	(享保 一)		
一七二七	享保 一二	春諸外城飢饉、葛等を飯料とす。	七月、郷を大区、村を小区と呼ぶ。
一七七九	安永 八	桜島噴火、福山、末吉両牧に被害。	八月、学制公布、郷校を變則小学校に充つ。九月、郡長、里正等の呼称を廃止、郡長を大区戸長と呼ぶ。
一七九〇	寛政 二	恒吉太鼓橋架橋。	
一七九九	寛政 一一	岩川伊諏翁仮屋建設。	
一八六三	文久 三	福山牧、末吉牧廃止。六月、薩英戦争。	一月、都城県廃止、岩川、恒吉は鹿児島県となり、志布志(月野)は宮崎県となる。
一八六四	元治 一	十一月、長州征伐、当地からも出征。	二月、佐賀の乱、岩川、恒吉から出征。
一八六八	慶応 四	戊辰の役、当地からも出征。岩川私領五番隊は六月出発、翌年二月帰着。	台湾征伐、恒吉から出征。
(明治 一)			二月、岩川、恒吉に郵便取扱所開設。
一八六九	明治 二	常備隊編成。九月岩川郷独立。	八月、宮崎県廃止、志布志は鹿児島県に入る。
一八七二	明治 四	廃仏毀釈。	九月、信教の自由を公認。
一八七二	明治 五	廃藩置県、十一月都城県を置く。二月、常備隊解散。県庁整備、諸郷に郡制を布く。岩川、志布志は志布志郡治所、恒吉は垂水郡治所所轄。	二月、西南の役始まる。七月当地方激戦地となる。九月城山陥落。
一八七三	明治 六		
一八七四	明治 七		
一八七六	明治 九		
一八七七	明治 一〇		

西曆	年 号	事 項
一八七九	明治 一二	六月、大区小区に番号制、岩川六七、恒吉六八、志布志百四大区となる。 二月、郡区町村編成、岩川、恒吉は加治木郡役所、志布志(月野)は都城郡役所へ所属。 一二月、官選戸長を廃し、公選となる。 地租改正着手(一四年終る)。 第一回県会議員選挙。
一八八〇	明治 一三	平島義山岩川に説教所を開く。
一八八二	明治 一五	坂元村は佳例川村と合併(一七年復旧)。
一八八三	明治 一六	五月、宮崎県再置。志布志は南諸県郡に所属、鹿児島県所轄となり垂水郡役所に属す。
一八八四	明治 一七	戸長役場区域を拡大、四、五町村に戸長役場を置く。戸長官選となる。

西曆	年 号	事 項
一八八六	明治 一九	志布志警察署岩川分署設置。
一八八七	明治 二〇	四月、嚙唼郡を東西に分割、岩川、恒吉は東嚙唼郡に入る。五月岩川に東嚙唼郡南諸県郡の郡役所を置く。
一八八九	明治 二二	四月、町村制実施、従来郷を村に、村は大字となる。
一八九〇	明治 二三	七月、第一回衆議院議員選挙。
一八九一	明治 二四	五月、月野分村許可。
一八九二	明治 二五	第二回衆議院議員選挙に際し、吏党民党の抗争が激烈であった。
一八九三	明治 二六	一二月、岩川警察署として独立。
一八九四	明治 二七	日清戦争(二八年まで)。
一八九六	明治 二九	五月、飯田開田竣工。
一八九七	明治 三〇	郡区画改正、東嚙唼郡と南諸県郡を合併、嚙唼郡とする。
一八九八	明治 三一	岩川郵便電信局と改称、電信事務開始。 四月、郡制施行。

年 表

一九〇四	明治 三七	日露戦争（三八年まで）
一九一三	大正 二	都城、月野間県道開通。
一九一四	大正 三	一月、桜島大爆発。
一九一七	大正 六	恒吉村、月野村に信用組合設立。 久保崎発電所着工（五年完成）。
一九一八	大正 七	四月、月野下岡に経筒発電見ざる。 一月、大津十七死去。
一九二二	大正 一一	七月、笠木原開田に初めて通水。
一九二三	大正 一二	高隈電気点灯開始。
一九二四	大正 一三	四月、岩川町制実施と志布志線開通 祝賀会（全線開通は一四年）。
一九二五	大正 一四	荒谷開田通水、四〇町歩開田。
一九二六	大正 一五	四月、笠木原開田竣工、田八八町歩。
一九二七	昭和 二	六月、郡役所廃止。是年里脇開田。 四月、月野郵便取扱所開所。
一九三〇	昭和 五	四月、坂元郵便取扱所開所。
一九三五	昭和 一〇	公民学校が青年学校となる。
一九三八	昭和 一三	大日本国防婦人会設立。町村も分会 結成。
一九三九	昭和 一四	四月、警防団発足。
一九四〇	昭和 一五	大政翼賛会発足。翌年市町村に支部 設置。
一九四一	昭和 一六	四月、国民学校令施行。
一九四二	昭和 一七	六月、町立岩川工業学校開校。 二月、太平洋戦争勃発。
一九四三	昭和 一八	翼賛壮年団結成。大日本婦人会発 足。
一九四四	昭和 一九	七月、嚙喰地方事務所設置。 農業団体を統合、農業会として発足。
一九四五	昭和 二〇	八合原飛行場建設。
一九四六	昭和 二一	四月、岩川工業学校県立移管。 八月終戦。九月枕崎台風襲来。 六月、たばこ耕作許可。翌年より耕 作開始。 一二月、農地改革始まる。農地委員

表 年

西曆	年号	事項
一九四七	昭和 二二	選挙。 警防団を廃し消防団となる。
一九四八	昭和 二三	四月、六・三・三制実施。 五月、中学校を設置。 九月、覚照寺保育所設置。
一九四九	昭和 二四	三月、青年学校廃止。 四月、岩川工業学校は岩川高等学校に移行。農業協同組合設立（岩川・恒吉・月野・坂元・恒吉中央）。 農業共済組合設立（岩川・恒吉・月野）。 馬渡国営砂防始まる（二八年まで）。 四月、町立岩川保育所開所。 六月、天皇当地に巡幸。 六月、デラ台風の他、七、八月台風続く。 九月、恒吉家畜保健衛生指導所設置。

西曆	年号	事項
一九五一	昭和 二六	三月、農地委員会を農業委員会と改称。
一九五二	昭和 二七	十一月、各町村教育委員会発足。
一九五三	昭和 二八	五月、岩川町商工会（任意組合）発足。
一九五五	昭和 三〇	一月、大隅町発足（野方の荒谷地区を合併）。町村合併により婦人会、青年団合併。
一九五七	昭和 三二	一月、地方事務所閉所、財務、農林、福祉事務所発足。
一九五八	昭和 三三	二月、町営青果市場発足。 四月、国民健康保険事業全町実施。 大隅北中学校創立。町立大隅高等家政学校開校。 四月、町社会福祉協議会発足。 一〇月、坂元農協を岩川農協に合併。 一二月、町役場庁舎竣工。

年 表

一九五九	昭和 三四	町都市計画事業着工(三三年認可)。	六月、軽種馬種馬場竣工(日本軽種馬協会)。
一九六〇	昭和 三五	ビート栽培を奨励。	七月、県総合庁舎落成。
		六月、合併により大隅町農業共済組合発足。	七月、伊屋松郵便局開局。
		九月、法に基づく大隅町商工会発足。	二月、合併により大隅町農協発足。
		一二月、志布志・鹿児島間準急大隅号運転開始。	三月、合併により大隅町農協発足。
一九六二	昭和 三七	四月、学校統合により大隅南小学校開校。	九月、志布志・都城道路改良舗装完成。
		七月、岩川本町老人クラブ発足、各地区に漸次結成される。	四月、大隅町工業開発促進条例制定。大隅共同職業訓練所開設。
		一〇月、町上水道給水開始。	九月、中央公民館落成。
一九六三	昭和 三八	四月、宮崎種畜牧場鹿児島支場開場。指宿・宮崎線二級国道昇格。農業構造改善事業開始。	四月、神牟礼、須田木、大谷の各小学校を恒吉小学校と統合。
		四月、学校統合により大隅北小学校開校。合併により大隅町森林組合発足。	六月、岩川電報電話局開局。農事有線放送電話通話開始。
一九六四	昭和 三九		四月、笠木中学校を岩川中学校へ統合。
			二月、町文化協会設立。
			四月、町総合福祉センター開設。
一九六五	昭和 四〇		
一九六六	昭和 四一		
一九六七	昭和 四二		
一九六八	昭和 四三		
一九六九	昭和 四四		
一九七〇	昭和 四五		
一九七一	昭和 四六		

西 曆	年 号	事 項
一九七二	昭和 四七	四月、噲唎郡を曾於郡に変更の旨公 示。
一九七三	昭和 四八	運動公園起工（五三年度まで）。
一九七七	昭和 五二	大隅曾於地区消防組合設立。
一九八〇	昭和 五五	三月、大隅町郷土館竣工。
一九八四	昭和 五九	三月、郡医師会病院開院。
一九八七	昭和 六二	七月、大隅町文化会館竣工。
一九八八	昭和 六三	三月、国鉄志布志線廃止。
一九八九	平成 一	三月、岩川八幡の弥五郎どん祭りが 無形民俗文化財として県指定を受 く。 三月、町に電算機導入、事務効率化 を図る。 一〇月、メルヘン文庫完成。 六月、NTT岩川営業所閉所。

付

録

付録目次

打起御條書并御郡方仰出留	三六五
外城横目可致覚悟条々	三六六
伊訪翁御仮屋仰渡留帳	三六九
御領分御家来申江御条書之留	三七〇
御仮屋番并掛人数心得事留	三七〇
御仮屋番并掛人数被渡置候書付之留	三七一
伊勢氏系図	三七一
伊勢氏略系図	三七五
戊辰役関川口戦記(抜すい)	三六三
天保十四年彗星観測図(馬場文書)	三六六

明和九年辰正月郡奉行

打起御條書并御郡方仰出留

打起方 檢者中

檢使差越之条所役人江改相談無油断可申付事

一 不依古田新田井手溝川除普請道幅修甫川溝さらへ迄迄不依多少所中以方限衆中方其外耕作仕者不殘罷出其所嘯郡見廻以差引早々取付普請大形無之様申付堅固可相調之附道橋之儀耕作不仕者茂罷出普請相調候様可申渡事古田新田共早々打起候而可然地方多々可有之条正月初より普請之間々に申付無油断嘯郡見廻以差引庄屋并作与頭者主取ニ而麦地其外ハ不殘入念打起惣様仕舞候様ニ可申付尤田地打起迄ニ而作人不相究召置間敷候勿論麦作置地方ハ打起檢使不及見届事

一 諸所百姓之働善惡承届跡々打起仕付方致延引者ハ別而出精候様ニ可申渡作場過分受取候者無抛儀有之諸普請并打起双方共ニ日限難調者於有之ハ組中より打起之加勢可申付作与迄ニ而於不及手ハ名中可為加勢常不滯者も不意之儀致出来於調兼ハ加勢可申渡右加勢之時分ハ嘯郡見廻間相付粗相ニ不仕様可申付自然氣任もの於有之ハ委細聞届郡座江可申出事

一 年中之農事延引有間敷候種子がし日限より仕付段々に相極惣而田畠其所作方手廻能仕馴候者を身合其并耕作首尾能様可申付前々より百姓妻童子共迄作場江罷出儀ニ候間弥

以罷出相動候様ニ可申渡尤麦作之拵等も大形無之様可申付事

一 不依古田新田作来地方作人猥相逃儀可為停止若不相逃候而不叶儀於有之ハ嘯郡見廻承届跡作人仕置相逃候様可申渡事

一 作人致不足余地有之由申出所者能々入念早々致其沙汰無抛病者又者死人跡作手無之ニ相究候高於有之ハ無親疎憲法ニ其名中江割付於不及手ハ其所中并隣外城近名迄割付可申付若乍其上難致地方於有之ハ各尽詮議其旨委細所役人より郡座江可申出右割付之地方嘯郡見廻節々見廻百姓自作同然ニ入念候様可申付事

一 百姓不及手地方作人取候刻内々ニ而代下りニ申談致耕作儀堅令禁止之間無緩様可申渡事

一 不依御藏入給地損地之儀致見分起地可成所ハ打起可申付其作人迄ニ而起地難成旨於申出ハ各見合を以其名中致加勢普請打起可申付乍然少高ニ過分之夫手間ニ可入所ハ致見賦所役人より委細郡座江於申出ハ倉之上何分ト可申越條可有其心得事

一 百姓種子飯米之儀申出候共取次間敷候若百姓より直ニ檢使江於申出ハ郡座より所役人江為申渡筋有之間可任其意由可申聞打起仕付方滯ニ成申分受付可為無用事

一 於諸所御定之野菜薪之外何色ニ而茂受間敷候不叶当用物於有之者其所直成次第可致買物尤所役人并百姓方より馳

走之儀諸進物差而受用有間敷候勿論遊山酒女之戒可為肝要事

右條々無緩様可申付此外委細之儀者郡座より正月二日以廻状諸所江申越条各可得其意為再檢可差越条諸事入念様可申渡候尤各請取之外域打越二月廿日迄賢固仕廻仕付方申渡置可有帰宅者也

月 日

御勝手方印

打起

検使中

覚

一 各請込之諸所江被差越御條書之趣無相違賢固相守候様申渡書物印形為仕毎度諸名行廻り取違等無之様幾度茂可申聞事

一 古溝さらへ早々取附反土普請可被申渡候若反土ニ而不及手ニ所者名中押廻し相調候様可被申渡候春初溝さらへ致大形用水時分に俄ニ普請相調候而者存之儘普請難成或ハもり水等有之用水之支相成所により及干損秋毛致不熟候條無油断可被致下知事

一 井手溝川除普請大形有之致破損御蔵入諸給地共ニ損地相立不可然候条右体之所随分入念普請相調候様可被申渡候尤洪水ニ付土手溝川除改破損又者砂入之地方当用迄を普請加置相残候所所役人中江茂申談追而普請可申付事

右反土普請之次第

むな築関 砂川ニ吉

但なめし数多く程吉

一 井杭関 砂川吉

但右同

一 馬関 砂川ニ吉

一 石井手 石川両脇

廻り口によし

但五郎太

川 除

一 太鼓からみ石川ニ吉

一 長ひれ砂川ニ吉

一 乱杭大わく石川淵ニ吉

一 むな築石川ニ吉

一 しやりこ底堀之所吉

一 石わく石川杭立兼る所によし

土 手

一 野芝木口組底ニ雜柴敷 一 茅土手川畑に吉

一 大土手双方からみ

但土留用□シ

但惣而土手ハ水かためよし

右普請之仕様先年地方検者中より申出趣有之右之旨を以跡々より委曲申渡事に候何分に茂検者見計を以定夫相調候様ニ吟味可被致候

一 小川古溝双方竹木生茂り洪水之時分水支田地之内水洗通損地洗剝等有之事候而右体之所者各行廻り所役人中詮議之上溝さらへ竹木伐可被申付候乍然依所竹木伐払候得者

川畑土手等危く可相成所茂可有之候間右体之所役々吟味之
上溝さらへ可有之事

一 田地諸普請之儀早朝より日暮まで夫召仕朝晩共ニ致星
合綴反土普請たりといふとも各精を出し普請早々埒明候様
可被相肝煎候反土普請見賦之節ハ昼より罷出相勤管之様存
違候茂有之夫故夫数不相応之夫入有之候茂間々有之由候畢
竟候者并所役々氣不相附故ニ候向後見賦之節大形無之都而
早朝より日暮迄夫仕いたす管之事候間普請見賦之節茂其心
得を以可被相勤事

一 諸所役人中古田新田方普請其外田地地方江相係り勤方有
之候節之詰日数日戻り日数纒計泊り日数多被書出方茂有之
候別而遠名之所者其通ニ茂可有之候得共近方ハ掛而勉方有
之候而茂相済管候間其心得を以可成程懸而相勤候様ニ各よ
り可被申渡置候尤詰日数差出ニ次書被致候節茂右之趣随分
致吟味可被書出候

田地打起之儀者幾度茂打起候程作毛能ク致出来事候間大形
無之様可被申渡候尤打起後立仕付込も大形有之所より作毛
致不熟御定代難成所中は勿論御物別而御不勝手之事候間折
角逐吟味手入拵無油断随分入念候様所役々より氣付兼候作
人中江可申聞旨可被申渡事

一 百姓之儀第一春物作不致候得者飯料ニ差支上納米取越
し被納究方之支相成候間可成程山野作致出精相働候様可被
申渡候尤差掛リ不後立様下知肝要之事候

一 打起之儀は二月廿日限可相仕廻旨御條書を以被仰渡候
通折角相肝煎右日限ニは相仕廻歸宅可有之候右日限ニ難相
仕廻訳茂有之候可前以其段郡方に可被得差図候左候はば何
分に茂可申渡候

一 田畠共ニ植付手入拵こ屋し等に到り其所依仕様相応不
相応之儀茂有之事候間於其所ニ作切者之者江詮議申付其趣
書出させ耕作方入念相働候様ニ可被申渡事

一 百姓は第一こ屋し不致保護候而不叶事候条馬屋こえ屋
小便溜悪水溜大形無之様可申渡事

一 百姓并入作人跡作不仕居候而相迦儀從前に御法度之旨
申渡置候若無抛不相迦候而不付洩有之候者は跡作人堅固ニ
仕居相迦候様可被申渡候

右之趣各得其意田地打起并手溝川除普請耕作方大形無之
様候者并所役人中江申談可有差引候且亦田地地方之儀ニ付而
者先年申渡置候趣所壁書并帳留ニ茂相記有之管候間委細見
届不洩様可有下知候乍此上難斗儀茂時々郡方江可被得差図
候以上

但右之段々先年以来書付を以申渡事候へとも最早及多年
文字分り兼候茂在之又ハ余〇数通之書付ニ而拜聞ニ付而
茂面倒し候間此節右之旨趣書改右之通申渡候

明和九年辰正月 郡奉行

打起方

検者中

御条書写

外城横目可致覚悟条々

- 一切支丹宗并一向宗心之及見立可開立事
- 一 鹿兒島より外城江差越候人御○○相背無佐法之儀於有之者御一門御家老中之子供之上たりといふとも可申出之尤所中ニ而茂御法度之旨を相背連々氣任ニ有之企惡事所之妨ニ罷成者之事
- 一 諸役人私欲を專とし御奉公方致疎略人之事
- 一 御蔵入取納方并代成定様親疎有之事附上来米手廻惡事
- 一 新開被仰付御為宜見及候所之事
- 一 新仕明ニ付開添仕致依怙者附屋敷申請ニ付掠公儀私欲專ニ仕者之事
- 一 隠田并田島荒候事
- 一 諸役人鼻肩親疎有之事附山川浦浜之役銀申請様親疎有之事
- 一 每年被仰付候諸植木大形ニ仕候所之もの
- 一 井手溝其外道橋之普請無沙汰ニ有之所之事
- 一 御法度之物他国江出候者并他国之堂社江致物詣者之事
- 一 他国人江致縁与儀附他国人と懇切仕密々銀子之取替仕者之事
- 一 諸士并百姓以下不依男女相応之職事不仕或身廻をかざり或結構成衣裳を着し不似合所作仕者之事

一 地頭より非分之儀申付所之者痛ニ罷成事附地頭之仕置善惡之事

一 足輕御中間御小者百姓町人子を士之養子に仕候事

一 重科ニ相究候者所の役人共鼻肩ニ而披露延引之事附道理をしながら罪に沈候者之事

一 私之遺恨ニ而人を可禿与企候者之事

一 博突うつ事附火付其外あやしきもの致徘徊事

一 欠落者改様大方ニ仕候所之事

一 御奉公ニ付鹿兒島より差越候人無作法ニ有之差而無用所緩々之逗留候事

一 所之役人公役之外百姓江出錢申付事附私ニ人夫を召仕候事

一 駄賃并船賃御定之外増銀取候者之事

一 不依士百姓徒党を組申分仕候事

一 蒙御勘氣候人江入魂者之事

右之条々常者掛可致見聞此外可入心得儀者実不実共見立聞立早速横目頭所江可致言上者也

宝永三年戊正月十日

主殿

帶刀

市正

中務

大藏

右之通此節御家老中より被仰渡候ニ付無違背相守若背棄於有之者無用捨逐披露儀肝要候条殖大形有間敷候以上

宝永三年

戊正月十三日 横目頭所印

恒吉

横目中

右御条書之儀拙者事当分横目役相勤務候ニ付為心得写取置也

起請文前書之事写

一 今度横目役被仰付候御条書之趣堅固相守少茂疎略仕間敷事

一 雖為縁者親類御条書之趣ニ相背人於有之無鼻眞偏頗可申上候毛頭用捨仕間敷事

一 口事沙汰付喧嘩口論其外申上儀隨承届候得者延引ニ罷成候条其場之様子又脇之風聞承付次第実不実共早速致披露隨成儀者承届追而可申上候朋輩中之批判をおそれ被仰付役儀大形仕間敷事

覚 写

村所或喧嘩口論成怪我ニ而人ヲ殺或自害或様子不知死人或火事等不依何色為相替儀有之郷士年寄より鹿兒島江申上候節若見聞も相違無之儀其外静ニ申越候而も不苦事をも毎度以宿次被申越候故宿次過分ニ入諸頭痛ニ成之由ニ而右躰之儀向後ハ便宜ニ無油断可被申越候勿論郷士年寄より

申上候筋各見聞ニ相違之儀又者公儀御心得可入儀者幾度も宿次ニ而可被申越候尤及口能儀者横目差越可被申達者也

横目頭所

申三月十五日

恒吉郷士年寄宗像甚右衛門長□休兵衛長池喜三左衛門後藤元永組頭川畑喜平太遠矢儀右衛門小田市郎兵衛横目笠茂東角勝目新助郡見廻野上田半右衛門木幡新左衛門留岡半鳥

寛政十一年末十月

伊訪翁御仮屋仰渡留帳(○印は破れ)

御掛板之留

役所

伊訪翁御仮屋御掛板之留

大隅州贈唼郡末吉郷之内五拾町村中之内村者先祖代より拝領之地也因茲当家氏神の祠を建立し四時之祭礼不怠予も朝勤のいとまにはたえず廟参して境内の安穩を祈り且は公の命言を奉して士民の仕置いささか取行事になんありける然に是は足をととむべき仮の家とてもなければさりぬべき地をもとめてかくと思ふ事年久しかりきここに寛政十のとし府城の土園田成庸になる者とはかりて当所の勝地を撰けるに五拾町村之内馬場という所殊に要害もよく地利相応なることを卜けり夫に又公に○る事の有て材木を賜ることを忝しければこれをもてかたのことく家居取いとなみ馬場の名

を改めて伊訪翁と号け休憩の所と定め今年寛政十一未の九月にいたりて出来の功を成し多年の宿願を遂たるなりここに乃事を記して後のため残すとしかいふ。

御領分御家来中江御条書之留

- 一 文武忠孝をはげみ礼法正敷可相守事
- 一 親子兄弟之睦朋友之交礼もたたく風俗を乱すべからず、就中若き者共学文武芸又は筆算等別而可心懸候事
- 一 一向宗儀御法度○事御条間違無之様相慎○不○成場所○者一切不携様可有心得候尤仲間之内自然右様之見聞有之節者早々役人中迄可申出候事

附り

- 博奕其外勝負事之内御法度被仰出置候間其旨稠敷相守是又右式之場所へ一切たちさはるべからず候事
- 一 何そ不時之勤方申付候節隨分無不背可相動候鹿兒島江罷居候家来共とは相替勤方も稀成儀候間可心懸事
- 一 御奉公付差入之衆又は末吉役々随分慇懃に可致候勿論無役之郷土江も無礼無辞宜無之様身分相応之会釈可致候事
- 一 何そ急事之節は仮屋より貝可為吹候間無遲滞馳集頭役応下知可相動候事
- 一 稼方に付てはやつれ候為躰も可有之候得共平生無作法

無之行も可相嗜候事
右可申渡候

三月

役人中江

右之通被仰出置候間謹而奉承知御家来中忘却不致候様時々可○○○

安永八年亥三月 御役人

与頭衆

御仮屋番并掛人数心得事留

- 一 年頭上巳端午七夕八朔重陽詰居之御役人御仮屋江出席御家来中御祝儀御帳に可相付候間右当日御仮屋番并掛人数より明方掃除可致候

但 仰渡御書付別紙有之候着服年頭者麻袴其外者勝手

次第に仰出候

- 一 毎年正月十一日十一月朔日御条書弘方之節御仮屋江詰居之御役人出席与頭席詰にて読方書役可相動候間当日早朝より御仮屋番并掛人数より明方掃除可致候
- 但 別紙仰渡御書付有之
- 一 急事有之御家来中御仮屋江召寄候節別紙被仰渡置候通貝を吹くべく候事
- 一 兼て御掃除方毎月式日右之通相究掛人数中御仮屋江罷出致掃除并爐裏其外火を入晩方致始末可相仕上候

式日朔日五日十日十五日廿日廿五日

一 御庭垣之○御掃除方は御家来中割付之通御仮屋掛より
応下知可致候

一 出火大風大雨地震等之節掛人数之儀者早く御仮屋江駈
付見斗次第御家来召寄附方可致候

一 不時に御用有之御仮屋明方いたし候節者御仮屋番に掛
人数江可し替候間早々被出何角申談無滞様可相勤候

一 入御付武具之儀者御掃除式日毎に相改掛いたし御鉄砲
者時々見合油抜いたし賢固被始末可致候

一 御仮屋御入付御道具御用無之とて毎年二月六月十月
中老ケ年に三度掛人数より書物帳に引合相改手入可致置
候御用有之○節者猶以被始末入念首尾可致候損物等者

時々可申出候

一 御仮屋廻り損所有之少破之節者御仮屋番より見斗被繕
可為致候尤掛被仰付置候大山喜右エ門何角可附気候及大
破工手間等に相掛節者御役人詰居之節者早々可申出詰居

無之節者鹿兒島へ可被申越候

一 鹿兒島より御差入之御方自然御仮屋江御出御見物被成
度被仰候はば御仮屋番より明方いたし二之間辺にて御茶

たばこ盆差出御挨拶可致候兼々御屋敷江御心易御方又者
御役柄之御方様暫も被成御座候軽き吸物○○差出不都
合無之様可被計候

右之通大形有之間敷候

寛政十一年末十月 役所

御仮屋番并掛人数被渡置候書付之 留

覚

一 被定置候御条書弘方之節詰居之御役人御仮屋江致出席
与頭席詰にて拜聞可為致候読方書役可相勤候其外御家来
中与申渡事等之節可為同断候役々出席之絵図別紙之通仰
付候

一 年頭上巳端午七夕八朔重陽御仮屋江御役人致出席御家
来中罷出御祝儀御帳に相付可致退出候着服年頭麻袴其外
者勝手次第被仰付候

一 急事有之御仮屋より具を吹候節者早々駈付与頭応下知
可相勤候

右之通被仰付置候間大形有之間敷候

未 九月 御 役 人

岩川

与頭中

御仮屋掛中

伊勢氏系図

貞昌の継いだ伊勢氏の系図が冊子になったものがある。

それによると、桓武天皇から累代を記録し、貞昌に至つて
いる系図の冒頭には次のように書いてある。

平姓 伊勢氏系図

本名ハ小松氏也

是者 小松二位内大臣重盛公三男ニ季衡ト云先平姓ノ
名跡ト成給ヘリ伊勢氏之系図ニ有之

此系図之端書為末代□□自筆書□□□□

平朝臣

延宝六年午十月吉日 伊勢兵庫頭

貞衡判

伊勢兵部少輔貞昌ニ伊勢名字免旨趣之事

一 本名有川氏也然処有川雅楽助兄弟上京有テ、近衛殿二
条殿妙法院御門跡為御中立菊亭右大臣御使ニ成給父貞景
江伊勢氏ヲ頼給ヘリ、貞景御返簡ニ云自古来不讓他名雖
為同名惣領外者家督一人宛相定法式也故ニ不免名字ヲ于
時從近衛殿二条殿妙法院以菊亭殿貞景江云有川氏ハ古昔
平相国清盛公ノ弟平大納言時忠子孫タリ然時ハ兄弟分故
ニ不苦子細也、後代ノ例ニハ成□鋪□是非与被仰付而貞
景モ依合点則雅楽助長門守二人共ニ扱伊勢氏ヲ免名乗事
也

一 伊勢氏本名者小松氏季衡ヨリ五六代ハ小松氏タリ伊勢
大神宮ヨリ伊勢氏を御免給ハリ本名ヲ改有之時ノ為也
一 薩摩ノ国伊勢氏名乗候人々有川氏ノ差引其方家ヨリ改

可被成儀尤ニ候伊勢名字其人々ノ家督ノ仁一人者蝶ノ紋
惣領ヨリ免候者可付候無理ニ付間鋪也其外ノ弟共ハ名字
紋至迄可為無用候法ノ式目タリ随分吟味候而乱ケ間鋪事
不可有之事也末世迄之儀ニ而候又証拠モ無之名字名乗候
仁於有之者問届為名字衆名乗間鋪候其吟味右同断ニ候是
相背人者此方急度理可申事
右系図前ニ貞昌江雖遣候今度貞頭代ニ神綴ニ付而判紋為
後世ノ以自筆認之依如件

延宝六年午十月吉日 伊勢兵庫頭

貞衡判

伊勢又兵衛殿

伊勢氏古昔ヨリ法式之事

一 我等家者惣領ニテ子孫数多雖有之伊勢氏何茂名乗伝来
也

一 庶子ト云者伊勢因幡家ノ事也依系図ニテ分伝来ル也是
庶子ノ惣領□雖然跡継一人伊勢名家名乗二男ヨリ他名名
乗ル尤其外ノ庶子ノ衆跡継一人宛伊勢名字ニテ二男ヨリ
他名ヲ可名乗古来之法式也於其元相背者於有之ハ随分可
有改候其上ニテ背人其名字此方江取返可申候扱又貞昌家
之事ハ惣領家ノ弟也然間本庶子ノ家ニハ各別替惣領家ノ
子孫ニハ本庶子ノ衆ハ何茂随法式也。是来世迄定法ナリ
然処貞昌家ハ惣領家ノ内庶子ノ惣領ト有之間子共如何程

有之共伊勢氏ヲ可名乗也其故ニ必貞昌家ニハ庶子ノ衆何茂隨法義也

シテ貞興名跡継被申義也是後世末々迄古來ノ掟也

伊勢系図については各代の事蹟が詳細に記してあるが、それについては省略する。

しかし貞昌の祖父から父にかけては、伊勢家を知るのに都合がいいようだから、同系図から摘記する。

世継は貞良―貞興―貞昌となっているが、貞良には貞為と貞興の二人の男子があった。しかし貞為が病弱の為貞興が家を継いだ。

貞良

小法師 兵庫頭 十郎 建光院

舟岡山表ニイテ父貞孝ト一所ニ而三好ト合戦シテ打死

スル美濃之國守護齊藤山城守聲也信長公之御台所之妹也

貞為 始ハ景

虎福丸 兵庫頭 伊勢守 瑞芳院 法名空齊

齊藤山城守孫也

三好逆心之時祖父貞孝親貞良打死ニ付テ貞景二歳之時家臣共足弱不浅引連若狭國小浜之城ニ引籠リ居住シタリ信長公出張之刻罷出可申旨被仰越ニヨリ十二歳ニシテ軍勢ヲ引例信長公ニ奉付テ上京ス信長公被任大納言ニ参内之節十二…………シテ御劔之役仕則兵庫頭ニ成ル

追付右大臣ニ被仰付参内有其時同御劔之御役仕ニ伊勢守ニ被仰付タリ二十二歳ニシテ大病ヲ煩引籠養生ヲスル処ニ信長公薨ス有未信長公御繁昌之時松平彈正少弼惣領娘ヲ自御台所御所望有テ妻女ニ被成タリ此母ニ子供三人有其後之妻女ハ岸和泉守娘也齊藤内蔵助妻女之メイヲ養娘ニシテ給ハリタリ然ニ春日御局之妹也春日御局ハ貞孝非孫也後腹ニ子供四人有り

貞興

熊千代 三郎 即心院

貞為其時分子共未無之為病氣故自信長公貞為名代ニ先被仰付也明智日向守聲也、日向守一所ニ羽柴氏ト摂津

国山崎表ニテ打死シタリ宝寺山ニ石堂有是池田紀伊守

石堂立タリ

子供数多有レ共果タリ娘一人貞景所ニ居合テ助カル則娘トスル其後藤堂仁右衛門尉妻女ニ成テ子孫有

薩摩国伊勢氏ハ有川氏也有川氏ハ清盛相國之弟池大納言時忠之子孫也是ハ相州鎌倉ニ頼朝公知行ヲ給リ住宅ス頼朝公之御子忠久九州薩摩大隅ヲ給リ九州江下著之時分有川氏御付給リ九州江下則島津氏之官臣ト成タル也此子孫有川雅楽助兄弟貞景代ニ伊勢名字ヲ願子細系図之端書ニ記之此時雅楽助兄弟ニ伊勢名字ヲ免名乗ナリ貞昌ハ貞景養子トシテ伊勢三郎貞興名跡ヲ継故ニ惣領家之内之庶子之惣領ト定是末々

迄式法ナリ

貞昌

徳松丸 弥九郎 兵部少輔

父雅楽助貞真兄弟貞景代ニ改有川氏ヲ号伊勢氏ト此時
貞昌ハ貞景養子ト成シ給伊勢三郎貞興之名跡ヲ継惣領
家之内庶子ノ惣領ト定

伊勢家系図について、伊勢家に次のような記録がある。

副書

系図巻冊

但 由緒書相添

右者先年於御記録所令摹写被納置候処自宅火災之節右正文
致焼失候故官庫被納置候写を以写取候儀此節願申出御家老
衆被聞召致再写字画見届無相違候条加証判相渡畢仍如件

御記録方見習

相良太郎太

常 旭

寛政九年巳六月九日

御記録方添役

木場次右衛門

貞 良

平田 貞太郎

平山五郎右衛門

黒田嘉右衛門

東郷 浅之丞

この文書によって、伊勢家の系図は、寛政九年、本家
火災の時焼失したので、再度系図をつくることになり、
それより前に藩庁に納めてあった系図の写を、更に写し
て伊勢家に渡してもらったことになる。これを筆者は
「伊勢家本系図」と呼んでいるが、この本系図は二階堂
三郎氏の話によると、都城の水元旅館に売り渡したとい
う。水元旅館は筆者の若いころは都城の広口にあった
が、その後は見あたらない。果たして二階堂三郎氏の言
うように、他の伊勢文書とは別に単独で水元旅館に行っ
たものか、よくわからない。それでは、他の伊勢文書と
いっしょに鶴田圭朔医師の手に渡ったのかどうか。筆者
は日高重孝氏に聞いたら、伊勢文書に入っていたようだ
という。別項伊勢マルさんの話も一部（新聞記事の話）
このことを思わせるものがある。

現在伊勢家にある系図は「略系図」である。「本系図」
と「略系図」の相違は、略系図は本系図の写本であろう
と思うが、その写本の際、系図の中の行文を一部省略し
て写していると思われる。その省略した行文と思われる
ものは発見しているので、本系図の大体の構成は想像出
来るのである。（筆者＝高木秀吉氏）

伊勢氏略系図

桓武天皇—葛原親王—高見王—高望王—国香—貞盛—
維衡—正度—秀衡—盛光—盛行—盛長—頼宗—頼俊—俊
經—盛繼—頼繼—貞繼—貞信—貞行—貞經—貞国—貞親
—貞宗—貞陸—貞忠—貞孝—貞良—貞興（熊千代、三
郎、即心院撰津国山崎表ニテ打死シタリ）天正十年六月
十三日（）

○貞昌

（○は家督を示す）

徳松丸 弥九郎 兵部少輔 諸大夫

元亀元年庚午誕生 母ハ新納武藏守忠元女

。親雅楽助貞真兄弟有川名字改伊勢名字ニ成ル子細系図之
端書ニ委記之此時貞真ノ男子伊勢弥九郎後兵部少輔貞昌
事ハ貞景為養子ト貞景父貞良ノ三男ト成ス則伊勢三郎貞
興之跡相繼也其上ニ惣領家内之庶子之惣領ト定ル因茲本
庶子之家皆貞昌家ニ随定法ナリ

。奉仕義弘公家久公光久公数勞軍務終ニ身抽忠功被補山田
大口谷山地頭家老職

。天正九年辛巳八月相良修理大夫義陽園肥後州之水俣城之
際 太守義弘公有御卒薩隅日三州之騎歩有 御攻責之時
貞昌供奉ス於茲貞昌十二歳也元服名於賜弥九郎從其 義
弘公侯于御側肥州八代 御在陣毎ニ供奉

天正十四年丙戌十月 義弘公薩隅日有御卒騎歩三万七百
余豊後州大友左衛門入道宗麟同新太郎義統之困豊後高城
御攻之時貞昌十七歳分捕強敵備 義弘公一覽有 御実檢
。天正十五年四月殿下秀吉卿卒数万軍衆ヲ当国御下向于時
義弘公於豊州府内士卒御引取之時於日州清田夜中義弘公
遮御先ヲ於茲貞昌斬難ス敵一人同時久富木撰津介分捕敵
一人

。同年四月二十五日 秀吉公著御薩州川内泰平寺同年 久
保公秀吉卿供奉ノ士ニ列シテ有上京于時貞昌供奉同十七
年久保公御帰国貞昌遂供奉

。天正十八年庚寅七月 秀吉卿北条氏政征伐之時 久保公
有御進発相州小田原到于武州忍之陣ニ貞昌供奉

。文禄元年壬辰三月 殿下秀吉卿日城ノ催諸將朝鮮国征伐
之時、太守義弘公令嗣久保公有于彼地ニ渡揖于時貞昌久
保公之供奉

。文禄二年癸巳九月八日 久保公於朝鮮国唐島御病死奉附
御骨ニ貞昌帰朝

。敵親雅楽入道任世貞真勤家老役 義弘公ノ朝鮮国ノ供奉
ス文禄二年於榎島死去ノ聞其訃音屈居飯野ニ

。同年 義久公使平田左近将監忠恒公御家督殿下秀吉卿ノ
為達 上聴貞昌奉具 高命遂上京達首尾ヲ細大ニ于時忠
恒公ハ御在京也於茲忠恒公秀吉卿ノ從台命渡御朝鮮国ニ
貞昌供奉ス

- 。慶長三年十一月於朝鮮国南海ニ番船戰之時樺山美濃守喜入撰津守其ノ外騎歩ノ乗船被燒破人数五百余有于南海其内二三人小舟乘来テ唐島告委細於茲貞昌多人非捨云興貞昌鮫島筑右衛門尉有馬次右衛門尉俱ニ乗テ舟欲渡南海之時義弘公使五代勝左衛門尉貞昌ハ 忠恒公候テ御側ニ有レモ高命不応命勝左衛門尉又同舟シテ一日一夜ニ到レトモ于彼島軍艦多艘之故不得通融ヲ漸伝磯渥籠城之衆約可遣迎船唐島歸帆義弘公達上聞則松浦氏小西氏大村氏遣船五百人余逃死来テ唐島於茲義弘公賞貞昌功雖賜知行返獻。於朝鮮国島津紹益老ハ同時貞昌モ又賜高二百石貞昌返獻。慶長三年戊戌十一月 義弘公忠恒公從朝鮮国御帰陣之時船於著御筑前州博多直有御上京貞昌供奉貞昌朝鮮国迄六年軍務別紙記故略正与於伏見鎌田出雲守比志島紀伊守貞昌同時賜フ高千斛貞昌返獻
- 。同四年伊集院右衛門入道幸侃於伏見有御誅戮ヲ所以息源次郎楯籠莊内ニ為誅伐 忠恒公御進発于時貞昌卒ノ山田出水ノ士供奉夜白抽軍功
- 。同五年 太守義弘公濃州関ヶ原御帰陣之時為御迎貞昌発於薩府迎途中 義弘公ハ著御日州於茲祝御帰陣于時伊東氏家臣稲津掃部催歩卒襲侵綾追討奉 命貞昌指揮挑戰失敗防禦行敗走斬獲敵首數級也
- 。慶長十五年家久公琉球王有御携列御往武州江戸ニ之時貞昌供奉
- 。同十九年右大臣秀頼卿使者贈賜脇指治工正政 御書於義弘公曰容之為国家危急早速貞昌可返簡安書奉 命告再三因辞無御免故案書借公眸合 高意則脇指添御返書渡于使者大野主馬首殿有御返酬書略ス
- 。右案書 秀頼卿御書使鎌田左京猿渡新助 將軍家康卿備上覽貞昌之案書有 御感
- 。元和九年甲子七月十三日 秀忠卿御參内家久公御上京貞昌供奉是時從 近衛殿下被召出令時時分学文之執心神妙之由依御感之勅命元亨釈書貞昌拜領之通被仰関頂戴
- 。翌年上洛之時禁中為御礼屋久島尺八鳩 蔭絵之籠 棕栝竹大桶樹付近衛殿下御館奉獻之近衛殿下江蘇鉄鉢植進上秀忠卿御時御三人御書略ス
- 。右從御書貞昌於西御丸諸大名御席末ニテ御能見物御老中御同座ニテ賜饗応
- 。寛永元年 太守家久公又三郎公又三郎殿江戸御參府之時貞昌夫婦供奉自同元年到于同十七年在江戸于時為褒美八木高拜領返獻
- 。同五年初春ヨリ 家久公亭將軍家光卿御成之有御催貞昌伊勢因幡入道友枕用職方旧記不殘家流伝置因妓徒 家久公御成一卷貞昌被仰付公方家代々中古御成記如式法御造 當御殿之數悉金銀鑲畢
- 。同七年 家光卿御成式正之御儀雖有御窺式正之御取行斷故次從御數寄屋御成諸事大粧之儀念遣不輕儀ト云云

。同七年卯月十八日卯刻 家光卿御成島津野州老貞昌御太刀御馬御給猷之野州老同時遂拜謁于時家光卿野州老貞昌賜御拾十白銀二百枚宛

。同月二十一日 相国秀忠卿御成野州老貞昌御太刀御馬御給猷之野州同時遂拜謁于時 家光卿野州貞昌賜御拾十白銀二百枚宛

。同月二十一日 相国様御成前ニ家光公十八日御成之次第一軸ニ記有之

貞昌上洛之節近衛殿于時禁裏御花苑被召列故奉拜御庭上為爛熳花影竜池之柳画也而隨還御車又陪乘下綴即席之早韻以奉猷殿下□□微ニ禁裏ニ猷之云云

。寬永十二年 家久卿使兎玉筑後貞昌石高之故島津野州町田駿州貞昌高一万斛雖被召成貞昌辭不請

。諸士並之土地六百斛余上之

。光久公御簾中高五百斛貞昌之上
。同十四年鬼利支丹宗門企一揆肥州有馬城桶籠為誅罰從関東檢使松平豆州老下向九州諸將屯于役地因茲翌年戊寅五月 太守光久公江城御進発二月中旬有馬御到着貞昌奉附驥尾供奉于時 家久卿御不例火急故 光久公御帰国於強

依被松平豆州老告進有御帰国 家久卿御惱日々重雖尽誠精医禱無其既迄薨御之時御辞世御歌御遺言奉 命於御前貞昌書略ス

。家久卿御牌脇島津紹益鎌田雲州比志島紀州伊集院抱節貞昌

昌五人可記置有 命此奥旨幸悴野心右五人知之日夜合心異于他抽奉公其忠無忘失故也高麗御陣之時分ヨリ幸侃有謀叛之企

。中納言家久卿薨御之時貞昌悲淚之余賦挽詞一章云略ス
。自慶長十六年到于寬永十八年在江戸或上下將軍家康卿秀忠卿家光卿度々拜謁其季御服御馬金銀其上八木五百宛貞昌死去年迄三年頂戴此旨阿部豊後守殿被仰渡其外在江戸之時每年御鷹ノ鳳賜貞昌都鄙外聞不返之加之本多佐州老本多上州老土井大炊頭殿酒井雅樂頭殿永井信濃守殿於貞昌宅進上御茶

。藤堂和泉守殿松平隠岐守殿松平陸奥守殿松平安芸守殿立花飛驒守殿毛利甲斐守殿細川三斎老光臨貞昌宅

。貞昌馬驗之事
。貞昌馬驗之事
。牛角出金鷹
。九輪鶏母衣

。馬驗
。下鶏母衣
。上ニ一文字鶏母衣

。丸輪之馬驗祖父新納武藏入道松齋度々戰場有高名□初丸輪違也一八息新納加州一八貞昌被讓貞昌八輪上一文字加為馬驗矣

。当国為緩疎 家久卿奉告貞昌所以境界云云被召移將土國中為堅全欣年月次第不詳故細不記
。家久卿御官位之事貞昌入精告本多佐渡守殿本多上野守殿土井大炊頭殿有御昇進

。寛永十八年辛巳四月三日於武州江戸卒享年七十二貞昌病

腦火急節酒并讚岐守殿阿部豊後守殿松平伊豆守殿阿部对

馬守殿土井大炊頭殿堀田加賀守殿御家老一人宛被付置ル

。貞昌終去之時 上使阿部豊後守殿賜香奠伊勢兵庫頭殿御

承法号 俊翁豪英大居士

。南林寺殿中造立於一字菩提所号豪嶽院

○貞豊

弥九郎 大隅守 (註一貞昌の子)

母 市来美作守家守女

榮嶽宗盛大姉

寛永元年甲子四月廿日卒歳三十一

法名春陽宗英居士

。女子 桃宝芳見大姉 (註一貞昌の子)

伊勢右京初之妻

。女子 (註一貞豊の子)

元和二年丙辰 誕生母種子島左近太夫

華鮮院殿妙尊大師

久時嫡女

。奉応 家久公之命 光久公称御前

光久公 御長男 綱久公女子御誕生

島津但馬守殿為簾中

曹源院殿惠山永泉大姉 惠行院 (註 一書ニ「惠灯院」トアル)

○貞昭 (註一貞豊の子)

伊勢鶴丸 隼人佐 兵部少輔

寛永六年己巳五月十四日誕生 母崎山八右衛門尉盛秀女

(融峯高松大姉) 貞昭太守中納言家久公御子以貞豊早世

スルヲ故貞昭請公為繼嗣

。奉仕 光久公綱久公任家老職兼補谷山地頭正保四年丁亥

十一月十三日張行犬追物於武州王子村 公方家光公渡御

其終日看臨入興不斜者從 家光公貞昭賜小袖三重

。万治三年六月十八日 尊氏公御末三井寺御門跡円満院殿

賜御書略ス

右之書円満院殿御自筆桐堂紋免給此時足利尊氏公系図之

写古吟一部御自筆ニテ給

。寛文三年癸卯八月四日於武州江戸卒三十五顯性院殿幽潤

堅心大居士

。江戸浅府曾溪寺定天和尚焼香

。豪嶽院

○貞頭 (註一貞昭の子)

伊勢鶴丸 又兵衛尉 兵部少輔

寛文元年四月十一日誕生 母園助左衛門尉正明女(慈泉

院殿松顔花山大姉)

。延宝六年午二月二十五日從伊勢兵庫頭貞衡讓証文略ス

。寛文三年癸卯八月家督

。同九年己酉正月二十八日元服 太守光久公加冠之島津図

書久通理髮時賜御腰物一腰

大和守波平安行住長式尺六寸

。同十一年癸亥五月二十四日光久公光臨貞顯第奉供膳□

。延宝六年戊午有 命任四番組頭

。同年奉 光久公使越東武翌年正月二日登 營述年首之嘉

儀拜謁

將軍家綱公也

。同七年己未二月十五日白貞昭嗣子之由而登營拜謁

家綱公時獻御太刀一腰御馬代日銀老枚御時服ニ松平山城

守重治被奏達之

。同八年庚申七月賜薩州羽月地頭職

。天和元年辛酉馬綱貴公歸国之謝使到東武時白貞昌以來之

由緒登營而拜謁將軍綱吉公獻御太刀一腰御馬代白銀老枚

御小袖三秋元撰津守被奏達之拜領御時服三御羽織袴

。天和二年壬戌八月二十一日任御詰衆役

。同年十一月二十七日任横目頭役

。貞享四年丁卯以横目頭役越東武之船中奉 光久公命為

東山院即佐賀使四月十七日上京五月三日候禁中勤其事

。同月七日候近衛御所以貞昌以來之由緒拜謁閔白基熙公獻

御太刀一腰御馬代銀老枚恩過甚渥翌日 公以小野武右衛

門紗綾三卷薰衣香一包

。同年在東武芝邸勤事之際八月十四日病死享年二十七法名

長安院眼正宗開大居士

・貞見 (註一貞昭の子)

伊勢千代丸 新五郎

寛文二年壬寅五月十二日誕生 母篠原氏女(仏寿院敦久

林心長大姉)

。同九年己酉正月二十八日与兄貞顯同時元服太守光久公加

冠之

。延宝八年庚申別樹家数度勤番頭格之事

。元禄八年乙亥四月二十八日死法名舍光院德庵全性大居士

・貞壽 (註一貞見の後嗣)

龜次郎 新五郎

享保元年丙申正月十五日誕生 母島津帶刀仲休女

同三年戊戌五月十五日 太守吉貴公有命為貞見後嗣実兵

部貞榮二男也

。同年七月十八日有 命為家格寄合并国老北郷作左衛門久

嘉使中神与五左衛門増武伝之

。同五年庚子五月二十八日貞壽幼稚故以名代黒岡六十郎季

明献御太刀一腰御馬代銀老枚季明拜太守吉貴公奉謝繼目

之事新納左京久敦奏達之

。同十一年丙午十二月二十一日登城於繼豊公御前元服国老

島津奎久武加冠之島津藤次郎久智理髮賜脇刀一腰薩州住

元貞作長一尺三寸三部貞壽進上天井折三合御太刀一腰御

馬代銀老枚奉謝元服之事喜入主膳久起奉達之時改名新五

郎

・女子（瑞林院殿玉峰貞心大姉）（註―貞頭の子）

大野七郎太夫久矩妻

天和三年癸亥七月二十七日誕生 母光久公御女（永昌院

殿齡山自仙大姉）

○貞栄（註―貞頭の子）

鶴寿丸 松寿丸 豊松丸 弥九郎兵部

貞享二年乙丑十月九日誕生 母同前

。同四年丁卯家督

。元禄三年庚午十月二十一日登城始拜謁太守綱貴公進上御
太刀一腰御馬代銀杓枚三種二荷

。同八年乙亥十二月十五日元服嗣君吉貴公加冠之因老佐多
豊前久達理髮賜脇刀一腰（行広作長一尺一寸三部）貞栄
猷御太刀一腰御馬代銀杓枚天井折六合□樽三荷時改名弥

九郎

。同十二年己卯四月十五日賜薩州高尾野地頭職

。同十三年庚辰正月六日任二番与頭及番頭

。宝永元年甲申太守吉貴公繼續故為御代參而詣八幡新田宮
加柴久利神社竜雲寺妙園寺弥名寺皇德寺各猷納白銀

。同三年丙戌為奉謝繼目之事趣東武之途上京五月十一日候

近衛基熙公家熙公家久公御所猷御太刀一腰御馬代銀杓枚
縮緬五卷箱着一种宛拜謁三公時三公以時服三箱着一种宛
各賜之

同日候門滿院御門主第猷御太刀一腰御馬代銀杓枚紗綾三

卷昆布一箱門主幼稚故不取謁且以紗綾三卷猷御母堂春日
御方

。同年八月二十八日以繼目之事登 營拜謁將軍綱吉公儲君
家宣公猷御太刀一腰御馬代銀一枚御惟子二内埜斗月卷
綱吉公鳥居播磨守忠救被奏達之猷以御太刀一腰御馬代銀
杓枚

家宣公堀左京亮被奏達之

。貞栄以繼目奉拜謁

將軍家故予白之同四年丁亥十二月十五日吉貴公光臨貞栄
第奉供膳差進上御刀一腰

。同六年己丑予奉

禁裏遷幸使節命十二月二十六日上京雖然依東山院崩御其
勤遲滯之際同七年庚寅二月十二日候門滿院御門主第進上
御太刀一腰御馬代銀杓枚十色唐紙五十枚取謁御母堂大垣
御方亦進上紗綾二卷同月十五日候長橋局就伝奏庭田前大
納言捧

太守吉貴公之猷物勤遷幸之使節此時又候近衛基熙公家熙
公家久公御所猷御太刀一腰馬代銀杓枚

。同月十六日家熙公為尋旅中安否賜鮮鯛二尾進藤刑部大輔
添奉書同十八日基熙公亦尋安否以林甚五左衛門賜干鯛一
箱縮緬二卷同二十一日応召候 近衛御所拜謁 家熙公勤
使節而再取拜謁蒙丁寧尊言且於別席賜盛饌進藤刑部大輔
長治為伴同夜 家熙公以藤井甚之亟到旅宿賜干鯛一箱金

子千匹 家久公亦以同人賜干鯛一箱金子五百匹二十三日
円満院御明主以辻利助賜薰一包干菓子一箱同日候堀川御
所拜謁 基熙公同二十五日事終出京同年三月二十二日帰
国復命矣

。享保元年丙申將軍家繼公薨御故奉吉貴公命五月十八日薨
國六月六日到東武芝邸翌七日候執政及御三家第勤使節同
年六月十五日發東武八月九日帰國

。同七年壬寅六月九日病死享年三十八法名□皓院英鑑宗雄
大居士

・女子 (圭林院殿光山慈照大姉) (註一貞栄の子)

願娃長左衛門久周妻

宝永三年丙戌十月二十七日誕生 母島津帶刀仲休女(仙

窓院殿瑚月妙珊大姉)

・女子 (註一貞栄の子)

島津又七久寿妻

宝永五年戊子二月朔日誕生 母同前

○貞起 (註一貞栄の子)

鶴寿丸 兵部

正徳二年壬辰九月十六日誕生 母同前

。享保七年壬寅八月二日家督

。同年十月朔日登城元服太守繼豊公加冠之島津内記久貴理
髪賜脇刀一腰波平安次作長卷尺卷寸九部改名兵部時進上
御太刀一腰御馬代銀卷杖天井折六合御樽三荷

同年十一月朔日登城奉謁繼豊公進上御太刀一腰御馬代銀
卷杖三種二荷奉謝繼目之事新納左京久敦奏達之

・貞儔 (註一貞栄の子)

龜次郎 新五郎

享保元年丙申正月十五日誕生 母同前

。同三年戊戌五月十五日太守吉貴公有命為同氏貞見後嗣

安永二年癸巳正月廿四日病死享年五十八法名法運院殿松

操貞山大居士

○貞矩 (註一貞起の子)

弥九郎 亘 兵部

享保十九年寅十月八日誕生 母島津左衛門久林女

別の記録によると、貞昌の項で、慶長十九年の終りの
所に「大野主馬首殿有御返酬書略ス」とあるが、その書
があるので、次に記す。

不寄抛之処秀頼様被成下御書先以辱奉候様被思召立儀御
座ニ付早□可被上洛之由被仰下候尤雖可奉応尊意候先年
石田治部少輔□□弓箭之時御老父兵庫入道上方江有合候
之故□不能分別候相守太閤様御一筋於関ヶ原雖尽粉骨候
合戦相破御所様天下被成御安□当家迷惑相極候之処被差
捨御遺恨則我之被召出兵庫入道為上迄無異儀被指置候時
者太閤様御一筋之御奉公ニ当家先一篇仕御所様被来御立
数年種々御厚恩之儀世上ニ甚隠無之事情糸背御当代申儀
不罷成候御高察所仰□將又正宗長銘之御脇指拜領候寔□

承雖奉□候右之御□御座□致返上候可然様々可被御披露
候恐々謹言

十月十二日

家久

大野主馬首殿

貞昌の項、元和九年の終りの方に「秀忠郷御時御三人
御書略ス」とあるが、その略した書を次に記す。

証文有

一筆合申□明後日□西丸御被仰付トシテ又三郎殿へい
ま□御病中ニ御被召又十郎殿若□可有見初者可被罷出
候旨上意候参去切少高長座如何□七何様ニモ御脇手次
第二候其方ハ見切可仕之旨御座候□謹言

永 信濃守□□判

井 主計頭□判

出 大炊頭利□判

貞昌の項、寛永七年の終りの所「貞昌上洛之節」の所
の終り「禁裏献之云云」の次に記す。

千載住逢與交加 夢耶非夢慰主進

春魂若不化胡蝶 野性争馴雲上花

寛永十四年の項、終りの所、「於御前貞昌書略ス」と
あるが次に記す。

御遺言

一、可被成専公儀事

一、御子様多御座候間如何様之御分別疎御方茂可有之候
雖然被成救御相統肝要之事

一、慾心之事

一、後無之御供衆御留之事

一、中納言之御位ニ御座候間上方江被成御尋御位牌之様
子御定之事

一、御位牌之脇ニ五人之事

以上

花さめし月を露の内にてそ

うき世のほかの仏なりけれ

家久卿の項の冒頭に、「寛永十五年二月廿日」の日付
がつく。

家久薨去之時、貞昌の挽詞

一別愁涙易連 關浮六十夢中遷

仰歎恩惠至情深 俯慕寛仁大度賢

只憶尋常陪雅席 何図乗去涅槃船

是時令我到斯極 花落鳥啼春暮天

〔註〕「別の記録の項によると」以下の文章は或る原本の
写本であるが、その原本を求めることが出来ず、従
って文字の確認出来ない所が多かった。誤記も多い
と思う。この原本とは恐らく私達が行方をさがして
いる本系図ではあるまいかと思う。

伊勢系図については、伊勢マルさんの話によると、戦

争中と思われるが、ある新聞に伊勢系図の所在について書いてあったことを覚えているといふ。それによると、都城市の鶴田医師が病中で、息子さんは応召出征で、嫁さんが医師の看病をしていた。処が病床の医師は枕元にいつもトランクを大事に置いていた。医師はその中亡くなられたが、後で、そのトランクを開いて調べて見たら、伊勢家の系図であったので、それを都城市立図書館に寄贈したという記事であった。しかし図書館にはなかった。

戊辰役関川口戦記

(明治百年記念として関川自治公民館で発行した戦記より抜すいする)

明治元年旧九月十一日関川に西軍押入り大激戦となる。当時関川は戸数三十七戸、人口約二百人、此の戦の前、藩主酒井忠篤公国境廻りの為、関川に越し雷峠をみる。越後長岡落城の後、村上藩は参戦派、非戦派と意見二分し殆んど戦わず開城、敵国境に迫まるとの情報に小名部出兵の中より八月中旬から追々関川に兵を分ける。

八月十五日日本田元太小隊長として六十人を率いて関川着任、所々胸壁を築いて守備を厳にす。

十八日 土屋三郎三十人率いて関川着任。

十九日 井上雄介土屋の半隊長として関川着。

二十二日村上藩柴田茂左エ門藩兵二十九人関川着。

二十三日西軍が雷方面に人夫及兵糧を整えよと先づれがあり人民動揺すと雷村番兵より報告あり。

二十五日小沢武三郎水夫四十人を率いて関川着任。

二十六日土屋小沢其隊及農兵を連れ雷村近辺を巡回、この日昼頃敵日本国山に襲来、激しい戦となり味方苦戦(討死七、手負四)、午後五時頃敵退却す。又鼠ヶ関口に於いて敵数百人押来たり。中浜の村前にて漁船に砂を盛り胸壁となす。味方鼠喰岩と小田坂にて防戦、大小砲入り乱れ大戦鬨となり日暮頃退却す。二の俣に敵十時頃七、八十人來たり番兵及大鳥農兵生捕となり先達に使わる。大鳥に放火、角間代部落三十二戸、ブナ代部落十七戸、馬

五頭牛二頭焼かる。村上藩兵三名関川に着守す。

二十七日山熊田峠の敵せん滅の為軍議。

二十八日午前二時頃総軍出發、明方より打かかる。敵不意をつかれ狼狽、峠を退散するといえども百人ばかり山熊田より増援、はげしく応戦、我峯上より打おろし大勝利となる。午後四時過関川へ歸る。この戦で敵高鍋藩司令官福崎良一を含む敵首五七をあげ分捕品多し。此の日四名討死。此の戦で洞具

(農家之を吹いて出入の時を告ぐる器也)を遺失せり。大いに不便を感ず。

二十九日昨日分捕し肥前忠広の刀を五十嵐甚大夫指料を痛めし故与えられる。(その他分配)

三十日 大雨風の為陣屋番屋大破。大代方面に夜火の手。

九月一日敵大挙して中浜に押寄す。日暮れ迄打合い熾烈、

小名部口にても谷越しに砲戦あり。

二日 広木保右エ門酒田町兵四十八人、春山鉄之助川北

農兵五十人をつれ小名部へ着く。

四日 加藤保治、大沼惣助農兵五十人をつれ小名部着。

六日 河野健治農兵五十人をつれ小名部着。

九日 雪交りの雨、山熊田に百姓一人も居ず、皆山にか

くれ小屋をかけ移れり。

十一日 快晴、朝八時頃小名部の間道沢下の胸壁へ番兵九

人、萱山へ十五人、雷へ十五人、更に応援として

二十人行かしむ。(此時雷村へも庄内軍駐屯)

土屋二十八日の夜襲に行方不明の二人を探しに二

十一人をつれ山熊田峠に行き、敵人数多く入込む

を発見、敵早くも雷より向うの山上に廻り来り村

脇なる堂の森を占領す。昼過ぎ関川農兵「破えた

ざあーい」と叫び来る。程なく敵軍一斉射撃を開

始、村人とするもの取りあえず越沢口と入山方面へ

逃げ去る。皆ふるえがとまらなかつたという。

此の日関川守備兵二百五十人。西軍八百人小名部番兵所の山合いを沢俵いに押入る。敵乱射し市街戦となる。一隊は西山より烈しく打込む。敵大勢のため東山へ退却、山越えして越沢集結。討死十九名手負二名、土屋関川に入れず大島へ廻る。

(註)次行より大津十七の記録転用と思われる)

西軍小隊長大津十七(当時薩摩藩中随一の武芸者)

十一日未明関川に抛る敵兵を撃破の予定にて大代

の峯を踏破したるが、難場にて峯上に着きしは正

午頃なりき、我隊の道案内者は荒川の熊吉、高鍋

隊の案内者は雷村の十郎兵エ、附頑隊(附土隊の

ことと思われる)の案内者は不詳。然るに熊吉は

峯まで到りしが危険近づくを恐れ逃亡。(中略)

我直ちに岩壁を馳下り、関川に飛び込み彼岸へ押渡

り持口に兵を引込みたり。(中略)三隊入り乱れ

奮戦(中略)其の時負傷数十名を出し苦境に陥る

も敵を撃退、躍進したるに敵弾雨あられの如く飛

来、また川中に身を躍らし敵に接近(後略)

十二日 雨天、正午頃より打合い。何れも一昨日より不眠

の労兵と味方小勢、越沢に退く。敵は小名部へも

押寄せ大砲等打つ。討死十人、手負三人。

十三日

鶴城より安倍勝蔵、杉山大八統兵五十人、松井季

治農兵六十人、その他農兵四十八人や町兵、計二

百人余関川に応援に来る。

十四日 銃兵二小隊、大砲手一分隊関川到着。関川脱還の

軍議、六項目決定明日実行と決す。

十五日 雨天、兵糧彈藥運ぶ人夫なし、輜重方申訳のみ。

十六日 天下分目の大山岳戦展開、味方苦戦。午前七時半

頃より打合い、損傷増すのみ。午后二時頃より退き始め越沢着八時頃なり。討死十二人、手負十九人。(西軍小隊長大津十七記す。)

十三・十四・十五の三日間は唯遠攻めにてありしが、十五日夕方より夜にかけて道路を隔てて敵を距る一町ばかりの所へ台場を築き上げ十六日朝より其の台場によりて互に応戦し居たり(中略)余は靈狐の当日味爽陣前を走り行くを見れば、今日こそ敵兵の来襲必定なりと信じ(中略)此時急に敵の本隊と思わるるもの一大隊ばかり一列にて呐喊をなしつゝ進出(中略)敵兵数名戦死したるが、其の中には服装よりして長官とも覚ゆるもの(後略)―安部藤蔵の死

二十日 快晴、敵西山に襲来、不意をつかれ味方後退、討死三名、手負八名。

二十四日 御謝罪の風説あり。敵薬師山より大砲を打つ。

二十七日 鶴城より御馬乗り御直書持ち来り御謝罪仰せられし故引上げよとの達しあり。先ず以て村方より一

人を選び我が書簡と白鉢巻白旗を持たせ本道を行き西軍に渡す。其の後万年勝右エ門(代官)御謝罪状を持ち来ると越沢肝煎の家にて渡す。其の後追て鶴城へ引上げる。

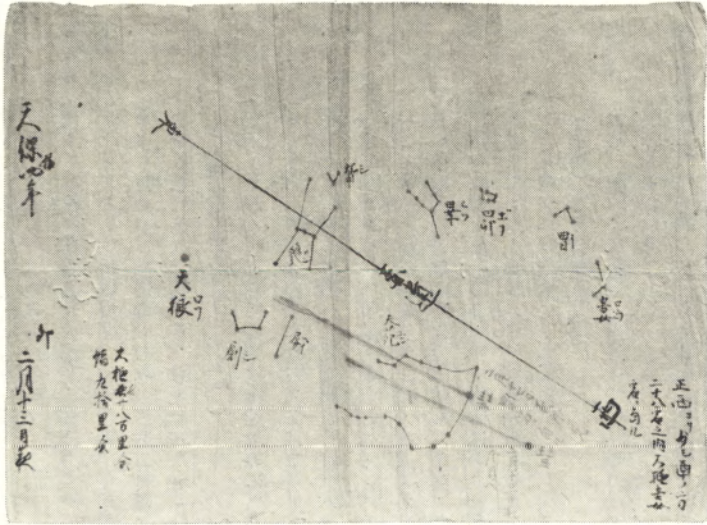
村の長老の語る処によれば越沢の権九郎、降参の早追に殿様より使われ、衣裳は白鉢巻と白木綿を身体にまとい、白旗をもつてハヤハヤと叫びながら一目散に走り続け、関川に到着し西軍方に降参の事の第次を伝えしに、御苦勞であつたと言われ与五郎の裏口につれて行かれた。本人は表口にては首を切りにくく裏口で切るつもりだと覚悟した所、意外や御馳走を出され酒をたらふく与えられたという。又山浜通りを七日七夜も西軍が通つた。

二十九日 西軍正午過ぎ鶴岡に到着。

十月一日 鶴城を明け渡す。

討死計四十九名、手負四十五名以上。

関川口出張隊士、町兵、農兵、郷夫約一千三百名と推定。



天保14年彗星観測図（馬場和夫文書）

天保十四年彗星観測図

西暦一八四三年（天保十四）の彗星は、ブリリアント・コメットと呼ばれ、昼間も見えたといわれ、尾は天の四分の一にもわたって伸びていたという。

写真の二月十三日は新暦の三月十五日に当たる。

（東京天文台香西洋樹氏・県立博物館永正重俊氏照会回答）

上図は天保十四年二月十三日夜から十七日まで観測された彗星図であるが、この彗星の尾の長さ二十八万里余、幅九拾里余と記されている。

この他、星座や星も次の様に記されている。天苑（エリダヌス座に対応）、屏（うさぎ座の $\alpha\beta\gamma\epsilon$ に対応）、厠（うさぎ座の μ に対応）、天狼（大犬座のシリウス）、参（オリオン座の三ツ星）、觜（オリオン座の ϵ ）、畢（おうし座の ϵ ）、昂（おうし座17）、胃（おひつじ座35）、婁（おひつじ座 β ）たら星）

（対応する星座や星は田浦勝一郎氏による）

後記

古代から中世執筆担当

本村秀雄

大隅町で大隅町郷土誌編纂を企画されたのは昭和三十三年からであります。小職岩川高校在職中大隅町郷土史資料集として岩川高校社会部の生徒が共同調査をしたりして年一回「郷土の史蹟」を第四号まで大隅町教育委員会（教育長山口静哉氏）で発行されました。その後小職は宮崎県立高城高校に転出し五年を経過しここに足かけ十年を経て漸く完成を見るに至りました。

小職の分担は古代中世であり、徳川以前の事でありますので仲々資料不足を痛感致しました。専ら大隅町公民館や都城市立図書館、時には県立図書館の図書や、自分で購入したり借用したりしました。各種図書文献を研究し、或は専門の先生方の直接御指導を受けたりして編集したものであります。

何分学校では学校の本務もあり且又職業指導主事という多忙な職にあり、仲々大隅町史だけに専門的に専念できないので、極く零細なひまを見つけては調査し、研究

しなければならず、それかといってよい加減には出来ないで、出来るだけ史実を追求し、正確さを求めて参りました。

何しろ古代中世の史料不足やらで十分とはいえないのでまだまだ修正や補足する点や或は誤りや謬見もあろうかと思えます。一応考古学関係は玉竜高校河口貞徳先生、中世関係は鹿大五味克夫先生の御監修を受けましたことは誠に有難いことでありました。

そして大方の御期待がまだかまだかと御待ちの程を考えるととき実に気はあせりながら、修史の事業がそう何回も出来るものではないし、又そう簡単に編纂されるわけでもないでしょう。と考えながら各種の文献に目を通し、現地調査をすることなど、そして山口教育長の後任に宇都重義氏が教育長になられその先生方の督励もうちたりしてとにもかくにも編集して参りました。

反面いくらでも簡略化されるかも知れませんが良心的にやろうと思えばどうしても時日を要します。小林市史はその内容にもよりますが編纂主任一人専従で女事務員の補助もあつたりして六ヶ年を要しております。専従でなくてその点如何ともし難い事で誠に御待たせ致しました。やっと脱稿の域に達しました事は遅くなつてすみま

せんという気持もさる事ながら更にもっと時間が欲しかったという気持も一ばいであります。

この本の利用者で古代中世の分に御氣付の誤謬や御意見等ありましたら何卒宮崎県都城市南郡元町三丁目本村まで御知らせ下さいませ。今までの研究調査に御協力、御指導して下さいました多数の方々に紙上を以て厚くお礼申しあげます。

参考にしました文献は記入もれもありませんが、一応次の通りであります。

旧記雑録、西藩野史、島津国史、三国名勝図会、薩隅地理纂考、鹿児島郷土史大系(一一五)、薩藩叢書、薩藩史談集、鹿児島県史、鹿児島県畜産史、鹿児島県神社誌、鹿児島県の歴史(高校歴史部会)、南日本文化史、三州諸家史、日向国史、日向今昔物語、日向郷土史年表、日本史年表(吉川弘文館)、総合地方史年表、続史備要、岩川町の概要(一九五二)、恒吉村史、月野村史、末吉郷土史、財部郷土誌、松山町史、志布志郷土資料、都城市史、都城史概要、中郷村史、高城町史、志知池村史、国分郷土誌、小林市史、内之浦町史、島津庄開発功労者平季基、町政要覧、私たちの村(野方村史)、さかもと、郷土の史蹟(一一四)、地方史の研

究、日本の歴史(中央公論社)、日本歴史(岩波書店)、高校日本史(教科書)、肝付兼重伝、「大隅」大隅史談会誌、都城島津家文書、馬場氏文書、朝倉家文書、小浜家文書、投谷八幡古文書、鹿屋家文書、恒吉肝付家文書、肝付兼重伝、野辺家文書、勝目家文書、現地調査、町内各地、松山町、志布志町、末吉町、輝北町、大崎町、有明町、日南市、西都市、新田原、都城市、小林市、高城町、高山町、山之口町、宮崎市その他

(昭和四十二年十二月二十八日記)

△本村秀雄住所・都城市南郡元町三丁

目一二班▽

あとがき

江戸時代(近世)から現代まで執筆担当

高 木 秀 吉

大隅町郷土誌編纂委員会が発足してから、足掛十年になる。委員会には委員と顧問があり、私は顧問ということであった。当時二階堂三郎氏が教育委員長で、この委員会の委員長であった。長い年月の間には色々なことがあった。二階堂氏は途中で亡くなられ、そのあとは教育

委員長の岩永藤三氏が委員長になった。私は顧問で気楽な立場にあったが、調査は続けていた。その中、いつの間にか、本村秀雄氏と私と二人で執筆するようにということになったらしい。私はその委員会に欠席したので、どんな空気でそうなったのか、よくわからない。とにかく調査をしたり、書いたりしなければならぬことになった。然しこうしたことはやはり範囲をきめて分担して執筆した方がいいと思つたので、本村氏と協議して受持ちを定めた。

関ヶ原役を境として

古代から中世までを

江戸時代（近世）から現代までを

高木

本村

こうした分担にした。ここで断っておきたいのは、本村氏と私の文中に、重複するものがあることである。これは夫々記述の都合でそうだったので、私は意識して統一しなかった。

大隅町は言うまでもなく三町村の合併で、三つの町村の郷土史を書くことになる。一つのことを調査するにも、三つのことを調査しなければならないのであった。例えば婦人会の沿革を調べるのに、岩川、恒吉、月野それぞれを訪問して行かねばならなかった。

三つの町村の中で、完全に個有の歴史を持つのは恒吉村だけである。岩川町は明治二年に末吉郷から分離し、月野村は明治二十五年志布志村から分離したのであった。岩川町の場合は末吉郷の歴史、月野村には志布志郷の歴史が必要になるのだが、どの程度に各親町の歴史を取り入れるかに気を配った。下手すると、他人の町の歴史をくわしく書くことになるので、出来るだけ遠慮して、是非必要な点だけ末吉町と志布志町のことを取り上げ、殆んどその都度、その旨を断り書きしておいた。

大隅町内には私領が多い。こんなに私領の多い所は少ないだろう。それも伊勢家をはじめ、川上家、（二家）、桂家、宮之城家、島津仁十郎家などである。然もこれらの私領は、行政的には支配力のない小さい私領である。

伊勢家の古文書の追求には全力をあげた形であるが、その中で伊勢家の本系図だけは遂に発見出来なかった。大体の想像出来る所まで行つたのであったが、川上家については、須田農夫雄氏方に古文書があり、私領の実態を或る程度追求出来た。鮫島利雄氏によって覆段萩原勲氏方の古い襖を解剖したが、そこに岩川を支配する末吉の実態がわかった。月野大鳥川の調査で、蝮のいる藪で中川宗二氏が手を骨折した。松下吉之助氏等と雑木の密

林をわけて登った日輪城、私は高隅電気の調査で宮ヶ原

の領家氏を訪ねての帰り、自動車避けようとして自転車もろとも水たまりの中にくろげてずぶぬれになった。

私は単車に乗れないので、大隅町内をよく自転車でかけずり廻った。皆、懐しい思い出である。

町内の遺蹟文化財のアルバムを作製しようと思い、教委の三坂三郎氏に自動車の運転とカメラを願ひ、それに若い人に大隅町の歴史を伝える為に、坂元の中島勇三氏に参加してもらった。この三人で町内の遺蹟を訪ねてカメラに納めた。大隅町は流石に広い。この為に五日間を要した。中島氏に終始参加してもらったのは、前述のように遺蹟の現地を後世に伝え、顕彰してもらう為であった。私はもう老人であり、その上大隅町の者でなく、隣の末吉の住民だからである。

県立図書館長室に幕末頃の鹿児島島の鳥瞰図がある。その中に伊勢家の屋敷の図も入っているので、それを写真にしたいと思っていたが機会に恵まれなかった。

大隅町誌編纂にあたって、数々の資料を提供して頂いた方々、御協力頂いた方々、特に御指導頂きました鹿児島大学教授原口虎雄先生、同五味克夫先生に厚く御礼申し上げます。

初版 編纂委員

△高木秀吉住所・鹿児島県曾於郡末吉町新地▽

委員長 故 二階堂 三郎
委員長 岩 永 藤 三

(五十音順)

有 村 光 博
鮫 島 利 雄
鮫 島 逸 郎
故 須 田 農 夫 雄
中 川 宗 二
中 島 勇 三

野 上 田 功
松 下 吉 之 助

執筆担当
古代—中世 本 村 秀 雄
江戸—現代 高 木 秀 吉

改訂版後記

編纂委員長

中 島 勇 三

町政三十周年記念に関連して、昭和六十年、坂口町長の方から町誌を作って貰いたいと文化財保護審議委員会に話があった。

初版は昭和四十四年発刊されており、当初は続編という考え方であったと思うが、初版の誤りも散見されており、また新しい資料なども発見されていたので、改訂版とすることとしてお引受けすることとなった。

改訂に当たり古代から中世までは初版時の執筆者であった本村秀雄氏に今回もこの分野をお願いした。

近世から現代までは初版時の執筆者は高木秀吉氏であったが、既に他界されているので序説と年表・付録も含めて私が担当することとなった。

改訂版の作業は初版の足跡をたどることから始めたが、当時膨大な資料を蒐集された高木氏の功績に改めて大きな驚きを覚えた。氏は私の郷土誌の師でもあった。この膨大な資料をより生かすための分類を検討し、前資

料の正誤調査と発見資料の追加作業を行い、その後近代・現代については初版以降の調査資料を加えていった。

しかし、初版時の資料で既に滅失しているものや所在不明のものもあり、確認調査に意外に手間どった。また、この資料の再分類も初版の資料をばらばらにして組み直さねばならないので大変な作業であった。

その間に、昭和六十二年一月、坂口町長が亡くなられ、替わって永野町長が就任された。

当初、編纂委員は文化財保護審議委員と本村秀雄氏であったが、審議委員の交替があったりしたので編纂委員に園田勇雄氏と、続いて鮫島貞治氏をお願いした。

各委員にはそれぞれの分野を担当して貰ったが、新しく追加した城跡と古石塔については梵字を含め、この方面に造詣の深い税所薫委員に担当して貰った。この分野は、本村委員の中世と重複するものが多かったが調整しなかった。

現代の分野で、産業経済は園田勇雄委員、教育は上野安夫、鮫島貞治の両委員に資料蒐集や調査をお願いした。他、上野委員には行政や岩川飛行場関係にも御協力願った。交通運輸は橋口俊丸委員、金石・芸能は持田初穂委

員、森林組合や別府板碑など別府清造委員に、恒吉地区の調査は鍋山学委員に御協力願ったが、その他各委員に臨時にお願いすることもあった。

町職員 of 山口良久氏には、本来の担当職務を消化しながら編纂の仕事を手伝って貰ったが、資料蒐集や写真撮影に同行して貰い献身的な協力が得られてありがたかった。

火山灰にまみれながら税所委員と一緒に城跡と思われる山を歩き、塚や石塔を探したのは何日間であつたらうか、塚や板碑など予想以上の収穫であつた。写真撮影も天候や時間帯に左右されながら何回も出かけたが、その他全てがよい思い出として残るであらう。

今ようやく発刊の運びとなつたが、事業着手後約五年を費やしたこととなる。

参考文献や、資料、談話などについては、その都度文末などに提供者なども含め記入しておいたが、この他に町内各所で大勢の方々々に数限りない御協力を頂いた。改訂版発刊に当たり改めて御協力くださった全ての方々々に深く感謝申し上げる次第である。



委員集合写真

前列右から
 本村 秀雄
 税所 薫
 永野 静夫(町長)
 中島 勇三(委員長)
 竹井 勝志(教育長)
 中 列
 有川 春見(助役)
 鮫島 貞治
 橋口 俊丸
 上野 安夫
 別府 清造
 後 列
 持田 初穂
 園田 勇雄
 鮫島 一郎
 (社会教育課長)
 鍋山 学
 岩下 吉博(収入役)

改訂版 編纂委員

委員長
 中島 勇三
 (近世―現代)
 本村 秀雄
 (古代―中世)
 税所 薫
 上野 安夫
 橋口 俊丸
 持田 初穂
 別府 清造
 鍋山 学
 園田 勇雄
 鮫島 貞治

大隅町誌 (改訂版)

平成二年三月三十一日 発行

編纂者 大隅町誌編纂委員会

発行者 大隅町長

永野 静夫

発行所 大隅町

印刷所 福岡市中央区春吉

三丁目24番12号
株式会社
榑きようせい
九州支社

